

医療的ケア児等の個別避難計画作成支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県内市町村（以下、「市町村」という。）が作成する災害対策基本法第49条の14第1項に規定される個別避難計画（以下「個別避難計画」という。）のうち、医療職と連携して作成することが望ましい医療的ケア児等の個別避難計画作成において、市町村が支出した経費に対して、予算の範囲内で医療的ケア児等の個別避難計画作成支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2 市町村が医療的ケア児等の個別避難計画を作成する事業

(交付対象経費)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、医療的ケア児等の個別避難計画作成の過程において、医療職（長野県職員又は市町村職員を除く。以下同じ。）が参画し、個別避難計画作成のために、市町村が医療職に対して支出した経費とする。

(補助金の交付額)

第4 補助金の交付額は、医療的ケア児等1名に対する個別避難計画作成にあたり、医療職1名が関わる場合は13,500円、医療職2名以上が関わる場合は27,000円を上限とし、交付対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額（以下、「県費補助所要額」という。）とする。ただし、県費補助所要額（2名以上の医療的ケア児等に対して個別避難計画を作成する場合、県費補助所要額を合算した額）に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(事業計画書の提出等)

第5 補助金の交付を受けようとする市町村は、規則第3条の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、補助金事業計画書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の書類の提出があった場合、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付の内示を行うものとする。

(交付申請書等)

第6 規則第3条に規定する申請書は、補助金交付申請書（様式第2号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、補助金事業計画書及び歳入歳出予算書とする。

3 前2項に規定する書類の提出期限は、知事が別に定める。

(交付の条件)

第7 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(1) 事業の内容について、対象経費の20%以上の減額（ただし、10万円未満の変更は除く。）

又は増額をしようとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。

(2) 事業を中止、若しくは廃止しようとするとき、又は事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときを含む。）は、知事に申請し、その承認を受けること。

(3) 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

(変更承認申請書等)

第8 第7の(1)及び(2)の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 事業の内容を変更しようとするとき 補助金交付事業変更承認申請書(様式第3号)

(2) 事業を中止又は廃止しようとするとき 補助金交付事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)

(事前着手)

第9 規則第4条による交付決定前に交付対象事業に着手するときは、補助金交付事前着手届(様式第4号)を提出するものとする。

(交付申請の取下書)

第10 規則第7条に規定する申請の取下げ書は、補助金交付申請取下書(様式第5号)によるものとする。

(実績報告書)

第11 規則第12条に規定する実績報告書は補助金交付事業実績報告書(様式第6号)によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(消費税仕入控除税額の報告)

第12 市町村が交付対象経費を法人に支出し、当該法人から補助金に係る消費税仕入控除税額の返還があった場合には、速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてその返還額の全部又は一部を返還するものとする。

(交付請求)

第13 補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付(概算払いを含む。)を受けようとするときは、補助金交付(概算払)請求書(様式7号)を提出するものとする。

(申請書等の様式等)

第14 この要綱に定める他、事業の実施に必要な事項については、別に定める。

(書類の提出等)

第 15 規則及びこの要綱に基づき、知事に提出する書類は 1 部とする。

附 則

(適用期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。